

令和5年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和5年9月14日）

---

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において3番山崎瑞紀さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員ほかからの意見書案4件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、少子化対策の取組について。

一つ、ふるさと納税の取組について。

一つ、ペンケ歌志内川河道内の樹木伐採について。

以上、3件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、おはようございます。私自身、本日の一般質問につきまして、第2回定例会に引き続き2回目の質問の機会となりますが、この間、私は多くの市民の方々と対話を重ね、そして本日の一般質問に挑んでいるところでございます。不慣れな点もあり、質問内容の意図が上手に伝わらないこともあろうかと思いますが、その際には質問内容の確認をしながら有意義な議論を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

件名1、少子化対策の取組について。

現在、全国的に少子化が進行しており、本年4月1日に総務省が公表した15歳未満の子供の全国推計人口は、前年より約30万人少ない1,435万人でした。本市においても例外ではなく、子供的人数は大きく減少しており、少子化に関する対策は喫緊の課題であります。

そこで伺います。

①本市の少子化対策について、どのような事業があり、また現在、どのような取組がなされているのか伺います。

②全国的に少子化が進行する中、働く場所が多くあるなど、産業基盤がしっかりしている自治体では、出生率が高い地域もあります。本市では、教育環境の充実を図るなどの取組を行い、子供を育てやすい環境整備に努めていますが、誰もが希望を持って結婚、出産、子育てができるよう、家庭や地域、企業等が一体となって、各ステージにおいて切れ目のない支援を展開し、子育てに対する不安や負担感の解消を図ることが必要と考えますが、見解を伺います。

件名2、ふるさと納税の取組について。

総務省は8月1日、2022年度のふるさと納税の全国寄附総額を発表し、道内自治体への寄附額が前年度比19%増の1,452億9,000万円と過去最高を更新した一方、本市の納税額は、前年度比16.7%減の495万円となっています。

そこで伺います。

①納税額を増やすためには、魅力ある返礼品を確保することが重要であり、そのためには事業者との連携が必要不可欠と考えますが、見解を伺います。

②現在、注目を集めているガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。自治体が抱える問題・課題解決のため、より具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みで、従来のふるさと納税よりも寄附者の方の考えや思いをダイレクトに反映させることができます。本市の問題や課題に対して、市外の方々からも応援してもらえる仕組みとしてガバメントクラウドファンディングの取組を進める考え方について伺います。

件名3、ペンケ歌志内川河道内の樹木伐採について。

近年、局地的な集中豪雨に見舞われるなど、全国各地で河川の氾濫などにより甚大な被害が発生しています。

そこで伺います。

①本市を流れるペンケ歌志内川の中州などには、多くの木が自生しており、集中豪雨の際には河川の氾濫が懸念されます。これから台風シーズンを迎えるに当たり、樹木を伐採するなどの対策が必要と考えますが、この現状をどのように捉えているのか伺います。

以上、3件5項目の質問につきまして、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） おはようございます。

それでは、私のほうから件名の1、少子化対策の取組につきまして、①と②について御答弁申し上げます。

まず、①でございますけれども、少子化対策についての取組などについてでございますが、本市の少子化対策につきましては、総合計画及び総合戦略において、その施策の大綱を定めるとともに、具体的事業の推進については、令和2年3月に策定した第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画に「いきいきとした子どもの笑顔があふれるまち」の実現を将来像として五つの目標を設定し、取り組んでおります。具体的な事業といたしましては、認定こども園保育料・給食費の無料化、子育て支援ごみ袋支給事業の実施や子供医療費の無料化など、子育て世帯の経済的支援が主な事業であります。また、安心して子供を生み、健やかに育てることができるよう、妊婦訪問や乳幼児相談をはじめ、子育ての拠点であるこども園を開放し、親子が一緒に遊ぶことのできる場とともに、育児の悩みやストレスを相談できる場を提供することなどの取組を行っております。

続きまして②でございますが、子育てに対する不安や負担感の解消を図ることが必要でないかということでございますが、議員の御認識と同様、少子化対策においては、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階において、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組むことが重要であると考えております。とりわけ経済基盤の安定は、子育て世帯には重要な要素と言われている中、本市においては総合戦略において「オンリーワンの子育て・教育と人づくりを大切にすまち」を目指す将来像として掲げ、若い世代をターゲットに定住や移住施策、子育て支援の強化、教育環境の充実をはじめとして、子供を安心して生み育てられる経済的支援と育児環境の充実により、子育ての不安解消に向け、必要な施策に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） おはようございます。

私のほうから、件名2、ふるさと納税の取組について御答弁申し上げます。

まず①の納税を増やすための事業者との連携ではありますが、特産品が少ない本市においては、制度の活用を推進するため、事業者との連携は欠かせないものと認識しております。具体的には、現在、歌志内名物であるなんこやエゾシカ肉を使用したジビエなどの商品化に伴う販売方法やふるさと納税返礼品の追加などについて協議を進めているところであります。

次に、②のガバメントクラウドファンディングの取組を進める考え方についてであります。ガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納税制度の一つであり、近年、手軽に資金集めができるメリットから、全国の自治体で活用されていることは承知しております。このため、多くの課題を抱える本市にとって、必要な手法とは理解するものの、導入に向けてはガバメントクラウドファンディングの仕組みや先進事例の研究はもとより、本市の課題解決に係る優先順位の決定など、慎重に協議を進める必要があると考えるものであります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから大きな3番目、ペンケ歌志内川の河道内の樹木伐採について、①について御答弁申し上げたいと思います。

ペンケ歌志内川の河川内に自生している樹木等の除去につきましては、北海道に対し、毎年要望しておりますが、喫緊に作業に取りかかるという情報はいただいております。本市におきましても、危険な状況を改善するため、具体的な場所及び状況写真を参考添付し要望しておりますが、残念ながら実施には至っておりません。今後においても、北海道に対し、実際に現地を確認してもらうなど、早期実施に向け強く要望してまいります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁のほう、ありがとうございます。それでは、順次確認を含めながら再質問していきたいと思っております。

まず件名1、少子化対策の取組についてですが、政府は少子化問題は待ったなしの課題との認識を示し、主要政策として子ども・子育て政策、いわゆる異次元の少子化対策を打ち出し、今後3年間を集中取組期間と位置づけた加速化プランを本年6月に発表しました。このプランは、一つ目は経済的支援の強化と若い世代の所得向上、二つ目は子育て世代への支援拡充、三つ目は共働きなどの推進、四つ目は社会全体の意識改革という四つの柱で構成されております。

本市についても先ほど答弁があったとおり、総合計画及び総合戦略においてその施策の大綱を定め、第2期歌志内市子ども・子育て支援計画において、五つの目標を設定し、取組を進めていることは承知しているところでございます。

このような状況から、私は一言で少子化対策と言いましても多岐にわたるものと考えているところでございます。その中で少子化対策の一つの手法として中心になるものが、家庭への経済的な支援を含めた子育て支援と考えているところでございますが、まず私の考え方について誤りがあるかどうかお伺いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員が御認識しているとおり、子育て、少子化対策の一つとして、各家庭への経済的支援はもとより、子育ての環境、これはハードの部分も含めまして、そういったことを総合的に取り組む、横断的に取り組むことが重要であるというふうに考えておりますので、その御認識に違いはないというふうに考えます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁、ありがとうございます。

本市の後期基本計画の中では、四つの重点プロジェクトを定められており、その重点プロジェクトの3番目に、後期基本計画の23ページになりますが、「子どもを生み、育てやすい環境をつくる」と目標立てしてあります。この中には、本市のセールスポイントとなるような特色あるオンリーワンの子育て環境の形成を目指した取組を積極的に推進すること、もう1点、加えて有配偶者率、婚姻率の向上につながる多様な取組と女性が出産しやすい環境整備など、プロジェクトの方向性やプロジェクト達成に向けた現状の取組について記載されております。

先ほど1点目に答弁いただいた各種事業の取組については、この重点プロジェクト達成に向けて取り組まれているものであることから、そこで伺いますが、現状、本市のセールスポイントとなるような特色ある子育て環境の形成を目指した取組について、どのような取組を進められているのか、言える範囲で具体的に教えていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 私から子育て支援ステージについて答弁させていただきます。

現状、セールスポイントとなる新たな特色のある子育て取組に関しては進んでおりませんが、今後、児童センター等一元化施設がこども園に隣接される予定ですので、児童の年齢差を超えた交流が生まれ、子供たちやその家族が安心・安全な場所で特徴のある子育て支援ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 現状、新たな特色ある子育ての支援の取組は進んでいないとのことでしたが、今後建設予定の一元化施設において特徴ある子育て支援ができるような取組を進めるといふ答弁でしたので、今後の取組に期待したいと思います。

本市においては、先ほど答弁にあったとおり、様々な子育て支援など含めて少子化対策に取り組まれているものと認識しています。しかし、子供の出生率の関係についてここで若干触れさせていただきますが、出生数の減少は顕著であり、出生数の減少に歯止めがかからなければ、社会や経済は成り立たなくなってくるものと強い危機感を持っております。全国的には、1990年代の出生数はおおむね120万人程度と安定的に推移していたとされ、この年代に生まれた世代が現在20歳代から30歳代と、結婚、そして出産の時期を迎えております。このことから、国も今後6年から7年程度が少子化を反転させることができる最後のチャンスと強い危機感をあらわにしており、本市においても、今後いかに少子化対策を推進していくのが重要な課題の一つと考えております。

産業基盤がしっかりしている自治体では、出生率が高い自治体もあります。しかし、本市は現状、産業基盤はしっかりしていない状況でございます。

このような状況を踏まえて再度お伺いしますが、人口に対して生まれた子供の数を表す指標の一つとなっている合計特殊出生率について、本市の現状を踏まえてどのような認識を持たれているのかお伺いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 少子化に関しては、5年に一度の人口動態保健所・市区町村別調査で平成25年から平成29年までの合計特殊出生率のデータによりますと、本市については合計特殊出生率は1.28で、北海道の合計特殊出生率は1.30ですので、歌志内市もほぼ平均の数値に近いかと認識しております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 私も合計特殊出生率については事前に調べておりましたが、先ほど答弁があったとおり、北海道が1.30に対して本市も1.28となっており、ほぼ道内の平均的な数値なのかなという認識を持っております。しかし、この数値につきましては、あくまでも統計によるものであって、現状ではもっと低い数値になるものではないかなというふうに考えております。

少子化対策、もう1点ちょっと質問したいのですけれども、少子化対策は、質問の中でも触れましたが、結婚、出産、子育てについて、各ステージにおいて切れ目のない支援を展開することが重要であり、先ほどの質問の②で触れましたが、各ステージでめり張りある施策に取り組むことが有効的な少子化対策に結びつくのではないかなと考えており、その考え方については答弁いただいたとおり、私の考え方と共通認識を持たれているものと解釈しました。

再度お伺いしますが、今は保育料や給食費の無料化、子供の医療費の無料化など、多くの自治体に取り組まれています。以前は子育て支援が充実しているとの理由から、充実しているまちに引っ越しする家庭もあったと思います。しかし、今は多くの自治体で同じような取組を行っているため、そういった時代は過去になりつつあります。このような状況を踏まえて、既

存制度の拡充を含めて大胆な取組が必要と考えますが、改めて考え方を伺いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 佐藤議員がおっしゃるとおり、近隣市町でも子育て支援に対する無償化を取り組むようになり、特徴のある子育て支援に対応しなければと感じております。こども園の園児は、山の四季の色を感じており、当市の自然を生かした様々な特徴のある体験を提供することや、またこども園を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子供を対象とした当市独自の個々の実情にあった特徴のある子育て支援ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、答弁の中に、在宅の子育て家庭も含めた全ての家庭などといったキーワードが出てきて、もうちょっと踏み込んだ答弁があるかなと思ったのですが、今後に期待させていただければと思います。

これ以上の再度の答弁は求めるつもりはございませんが、ちょっとここで一部の例を紹介しますと、ほかの地域では、3人目の赤ちゃんが誕生したら、乗用車の3年間無償貸与など、制度内容のよしあしは別にして、大胆な支援に取り組んでいる自治体もあります。私は、日本一人口の少ない市だからこそ、ほかの市町村よりも手厚い支援を用意して、日本一少子化対策、子育て支援が充実しているまちの取組ができないかと考えています。

先ほども触れましたが、政府は異次元の少子化対策と銘打って、この先送りすることができない少子化対策について、力強く取組を進めていくとのこととあります。今後建設予定の、仮称になりますが、児童センター等一元化施設についても少子化対策の一翼を担う施設になってくるものと思っています。本日、この場において、建設に係る賛否を申し上げるつもりはございませんが、子供たちの未来に向けて、多くの市民の方々の声をお聞きし、充実した施設になるよう取組を進めていただければと考えております。

それでは、件名2のふるさと納税の取組についてでございます。ふるさと納税につきましては、これまで企画財政課が所管していましたが、本年度から産業課に担当所管が変わったというふうにお聞きしております。

先ほども質問の中で申し上げましたが、道内の自治体への納税額は、前年度比で増加している一方、本市への納税額は減少しています。納税額を増やすためには、これまでの手法ではやはり魅力ある返礼品を確保することが必要となってくるものと思いますが、本市においてはそういう状況ではないのかなというふうに思っております。

ふるさと納税に係る返礼品の関係については、昨日、川野議員の質問の中で、品目を含めて内容をお聞きしたことから、改めてお聞きすることはしませんが、このふるさと納税に関しては、行政のみで検討を進めてもなかなかよい方向には結びつかないのではないのかなと私は考えております。全ての地域に当てはまるものではありませんが、まちの商工会議所やボランティア団体、また事業者などと連携して取組を行っている市町村がある程度の納税額を確保しているように感じております。答弁では、新たな返礼品となる特産品の商品化に向けて事業者と協議を進めているとのことでしたが、その協議の進捗状況、例えば試作品ができていますよ、現状はどの程度まで協議が進んでいるのか、お話ができる範囲で構わないので、もう少し具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、商工会議所との連携と申しますか、協議につきましては、全くやっていないということではございません。これまでも市のブランド開発アドバイザーを

通じて会議所がアイデアを出していた部分について相談をした経過がございます。たまたま商品化した場合に、歌志内的に単価が高くなるという状況があって、現実的にはならなかったのですが、その辺は議員も職員時代に御存じかなというふうに思っておりますけれども、先ほど答弁させていただきました事業者につきましては、実はこれから起業される企業でございます。まずスムーズに事業がスタートさせることができるように、市として支援をしていきたいというふうに思っております。併せまして、返礼品の確保について協議、また連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、答弁いただきました。これから起業される方に対する支援を含めてということでございます。また、会議所との連携、アドバイザー的な形でやっている、引き続きやっていただきたいと思えます。

もう既に年度の半分を終えようとしています。納税額、今現在幾らなのか分からないですけれども、4月以降、産業課においては市民祭りなど業務多忙であったことだとは思いますが、少しでも早く成果につながるような取組をお願いしたいと思います。

次に、質問の②のガバメントクラウドファンディングの関係であります。返礼品などの資源に乏しい本市において、納税額を増やすための一つの手法として検討することもよいのではないかなと考えまして、このたび提案という意味も含め質問として触れさせていただきました。答弁では、導入に向けて先進事例や本市の課題解決に向けて慎重に検討をしていく必要があるとのことですが、私自身も納税額を増やすための一つの手法として提案しているものでございますので、再度の答弁は求めませんが、ぜひ前向きにチャレンジしていただければと思います。

私は、ふるさと納税に関しては、本市のまちづくりを進めていく上で貴重な財源になるものと考えています。また、納税額が増えていくことで本市に興味を抱いていただくなど、関係人口の創出に結びつくものと考えております。現在、産業課の所管事務として取り組まれています。私はふるさと納税に特化したグループがあってもよいのではないかなというふうに考えています。

昨年は、空知管内23市町の中で、これは決して順位を競い合うものではありませんが、納税額は最下位という結果でした。トップは三笠市で約18億円です。今回のこの結果を踏まえ、私自身も納税額を増やすために引き続きよい方策を考え、今後も提案していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に件名3、ペンケ歌志内川の河道内の樹木伐採についてでございますが、先ほど山田課長のほうから答弁いただいた中で、北海道に対して毎年要望しているという答弁がありました。これは課長、具体的に札幌建設管理部滝川出張所に要望しているのか、それとも道庁の建設管理部のほうに要望しているものなのか、その辺具体的に教えていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 年に1回、要望を取りまとめて、各自治体から意見聴取をする場を設けてくれております。場所は滝川出張所で行いますが、地域政策課と言いまして、これ道庁の出先機関の、ここは札幌建設管理部という管轄になりますので、そこからの事業室という場所が札幌でございます。札幌建設管理部の事業室、そこから数名、滝川出張所も当然所長も入りました人数、そのほかに地域政策課と言いまして、これまた空知総合振興局札幌建設管理部の中の部署ではございますけれども、その中の関係、簡単にいいますと、道庁の出先機関の技術屋で構成されている、一番の取りまとめているところの札幌建設管理部というところで御要

望を出しているところでございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 滝川出張所とその出先機関、道庁の出先機関という認識でいいのですか。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） そのとおりでございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） ちょっと要望しているという答弁いただいて、河川の管理はそもそも北海道が管理しているということは私自身も認識しています。答弁の中で具体的な場所の状況写真を添付して要望しているとのことでございますが、私も何件かの市民の方からお話を聞き、現地を確認したところですが、文珠地区の平和橋上流、中村地区の日の出橋付近、また神威地区の北光橋から共栄橋付近が柳の木やアカシアの木が多く生えている状況でございました。この場所以外にも、多くの樹木が全域的に生い茂っている状況を確認しています。

毎年のように要望しているが、喫緊に作業が行われず、取りかかる情報はないということでございますが、これらの場所は平成28年8月の集中豪雨で橋に木やごみが引っかかり、川から水があふれた場所も含まれています。市民の方々の記憶にはこの記憶が残っており、毎年雨が多くなる季節を迎えるたびに不安を感じているとのことでございました。やはり市民の方々が不安を抱いている以上、少しでもその不安を払拭していかなければなりません。

北海道に対する要望についてですが、私自身も差支えがなければ、議員として北海道などの関係機関に要望活動を行っていきたいという考え方は持っています。しかし、一度、二度要望しても解消されないのであれば、場合によっては市長が直接お願いに出向くなどの対応も必要ではないかなというふうに考えますが、見解をお伺いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ペンケ歌志内川の河川の立木の伐採等に関する要望ということでございます。山田課長のほうから説明しましたし、私も建設課長時代、毎年要望しながら、すぐできる年と一、二年後にその事業ができるというような、予算の範囲内ということで北海道のほうから伺っておりました。今、佐藤議員がおっしゃいました箇所につきましては、28年度以降そういった事業が入っていないということだというふうに思っております。北海道の管理河川も多い中で、しかしながらそういうような状況ということでございますので、私も一度本所のほうに行ってこのお願いをしてきたいというふうに思っております。

この河川につきましては、令和4年から令和33年まで、約94億円だったと思いますけれども、かけて河川改修をやるというので、ちょうど今お話ししておりましたが、西歌の紫明橋から上流ですか、西歌橋ですね、すみません。西歌橋から上流に向かって改修が今後始まるということでございます。物件、いわゆる建物や個人の用地という部分も多くあるわけでございますが、それらを調査しながら実施してもらえるとということでございますが、これは抜本的な河川を広げる工事でございますけれども、今言った土砂の堆積、あるいは木々の繁茂という部分については、この改修とは別に北海道に要望していかなければならないと思っておりますので、この話を北海道のほうに要望を私が行ってしてきたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、市長から御答弁いただきました。この川、文珠から上歌まで歌志内ずっと流れています。これ、川の木や草がきれいになると、景観もすばらしい景観になるのではないかなと。よく観光地や何か行きますと、小川が流れていて、私はその景色が観光

資源の一つになるのではないかなというふうに考えている部分もあるのですけれども、これはちょっと災害とは別なのですけれども、そういった考え方について、ちょっとお話を聞ければと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 本当に河川に木がないという状況で、きれいな川ということであれば、子供も川で水遊び、あるいは釣りなどを楽しめるのではないかなと思っております。河川、この木々を切っても、数年でこのアカシアが生えるという、成長率が非常に高いというか、早いというか、そういうことをございますので、もう常に管理をしていかなければならないということで、きれいな川はいわゆるボランティアで木々を伐採してくれる方がいて、そういう維持しているのかなと思っております。北海道のほうで毎年のようにこの河川をきれいにするというのは、ちょっと全体の河川を考えると予算的に難しいのかなと思っております。きれいにすれば、地域もできるだけ環境美化に努めていただけるのかなと思っております。そういった意味も含めて、常に河川の維持等については、北海道のほうにできる範囲内でお願いするというので、この件に関しましても要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁、ありがとうございます。河川の近くで生活する方々は、何度も申し上げますが、不安がやはりあります。私が居住する中村町内では、以前は町内の一斉清掃に合わせて河川清掃も行ってたとお聞きしましたが、様々な事情からここ数年は行えてないです。

少しでも市民の不安を解消していくためには、整備をするのであれば、いつから始まる、また市として要望活動を行っているのであれば、どのような方法で誰に要望している、細かい点になりますが、そういった内容も情報として伝えることも必要であり、そういった取組が市民に寄り添った取組になるものと私は考えています。

市民の方からは、そういった経過が見えないなどといったお話もお聞きしました。そのような状況から不安を抱かれている部分もあろうかと思えます。

これからの時期、雨が多くなる季節になりますので、市民の不安を少しでも早く払拭するような取組について、私自身も可能な限り取り組んでまいりたいと考えておりますので、市としても速やかな対応をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号6番、女鹿聡さん。

一つ、ダ・マルシェについて。

一つ、かもい岳スキー場について。

一つ、自衛隊による住民情報提供について。

以上、3件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3件質問したいと思えます。

1件目、ダ・マルシェについて。

ダ・マルシェオープンから5か月が経過し、利用者も安定的に落ち着いてきていると聞きます。しかし、ダ・マルシェと市との間で、どのような契約で話が進み現在運営されているのか、多くの市民は知らない状況にあると思えます。

公設で建てた施設である以上、市民が知る権利は当たり前だと考えます。

また、今後においても様々な場面で約束事の変更などが出てくる可能性も考えられます。そのときにどのような話し合いを持ち、どのように話の内容を議会や市民に開示していくのか、市民サービス、利便性の向上をということとは切り離して進めることはできないと思います。

そこで伺います。

①公設で建てた施設の中に入って運営してもらっている状況だが、契約内容などどこまで市民に開示されているのか。

②利用者の多くは、いまだに文珠・中村地域だとのことだが、全市民に利用していただくための施策がいまだに不透明であり、ダ・マルシェオープン時には確保されていなくては駄目だと指摘してきました。このことから、いつになれば全市民が満遍なく利用できる施策ができるのか伺います。

2件目、かもい岳スキー場について。

スキー場を譲渡して5年が経過し、コロナウイルス感染症のため運営方針が大きく変更する事態となり、今後の運営はどうなっていくのか多くの市民が気にしています。

あと3か月もたてばスキーシーズンに入ってくることから、今シーズンの運営など含め伺いたいと思います。

①譲渡してから現在までM・かもい岳として、運営など大きく変化した事例はあったか。

②今後の運営方針について、M・かもい岳と市との協議は行われているのか。

3件目でございます。自衛隊による住民情報提供について。

岸田政権が地方自治体に自衛官募集のための名簿提供を迫る状況がある中、2021年度に電子・紙媒体で名簿を提供した市区町村が初めて過半数を超え、22年度は6割を超えるなど大きな問題になっています。これに対し、各地で「個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反」、「プライバシーを侵害している」などとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。

防衛省によると、21年度、住民基本台帳に記載されている18歳と22歳男女の住所・氏名・生年月日・性別の4情報を電子・紙媒体で提供した自治体は、全国1,747市区町村中962自治体(55.07%)、住民基本台帳閲覧による提供は659自治体(37.72%)でした。20年度の電子・紙媒体810自治体(46.37%)、閲覧836自治体(47.85%)から初めて電子・紙媒体提供が上回り、過去最多となりました。

さきにも述べたとおり、個人情報保護やプライバシー侵害など多くの問題を抱えるこの件について、本人の同意なしで個人情報を提供するのは間違っていると言わざるを得ません。

そこで、この件について当市ではどのように対応しているのか伺います。

以上、3件です。お願いいたします。

○議長(本田加津子君) 理事者答弁、佐渡産業課長。

○産業課長(佐渡憲博君) 私のほうから件名1、ダ・マルシェについてと件名2、かもい岳スキー場について御答弁申し上げます。

まず、件名1の①、契約内容などどこまで市民に開示されているのかについてであります。契約内容の開示につきましては、これまで本会議や各種委員会等で議論を重ねてまいり、議員の皆様にも契約書に規定する主たる項目について概要資料として提出しております。また、市民の皆様につきましては、市と町内会連合会との情報交換会等で主要な部分について説明させていただいているところであります。これらについては、秘密保持契約を締結しているものではありませんが、契約内容の第三者への開示につきましては、市と企業間での紳士協定によりとどめているものであります。

次に②、いつになれば全市民が満遍なく利用できる施設が出来上がるのかについてであります。ダ・マルシェの利用につきましては、広く市民に利用していただくための施設の一つとして、足の確保ということでチロルの湯バスの活用と福祉事業グループで行っております高齢者市内移動支援事業の実証実験が挙げられます。また、買い物した後の配達サービスにつきましては、現在スタッフを募集中とのことであり、人材が見つかり次第サービスを開始したいと伺っております。

なお、御用聞きにつきましては、道北アークスにおいて現状取り組む予定がない旨確認しておりますが、本市の買い物に係る利便性の向上のため、引き続き実施されるよう要請してまいります。

次に件名2の①、M・かもい岳として運営など大きく変化した事例はあったかについてであります。令和2年にM・かもい岳株式会社へ譲渡し3年が経過いたしました。事業運営につきましては、大きく変化した事例はないと伺っております。なお、組織体制につきましては、取締役、代表取締役に変更があった旨お伺いしております。

次に②、今後の運営方針についてM・かもい岳との協議は行われているのかについてでございます。かもい岳スキー場の運営につきましては、M・かもい岳株式会社より当初予定されていた施設の再稼働について、昨今の世界的なコロナ禍や物価高騰の影響などから先送りになっている旨の報告を受けておりましたが、このたび今シーズン中に温泉の再稼働に向けて協議が進められていると伺っております。このことから、市といたしましては、新たな交流人口が生まれること並びにこの再稼働を契機に同社によるかもい岳観光事業の本格的な取組に期待しているところであります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名3について御答弁申し上げます。

自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報の提供につきましては、自衛隊法において市町村の法定受託事務と定められていることや、自衛隊法施行令で必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されております。また、住民基本台帳法を所管する総務省と防衛省との間でも自衛隊法に基づく情報提供を行った場合、住民基本台帳法との関係において問題となることはないかと改めて防衛省人事教育局人材育成課長と総務省自治行政局住民制度課長の連名通知が発出されているところです。したがって、本市では自衛隊札幌地方協力本部からの依頼により、令和3年度から紙媒体で情報提供を行っているところですが、提供する情報については、自衛隊において適切に保管することはもとより、募集事務以外の用途では使用しないことや、使用後は焼却・裁断等の措置を講じるなど、個人情報の厳正な取扱いについて確認を行って提供しているところでございます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 再質問に入りたいと思います。

最初のダ・マルシェについてでございます。紳士協定においてとどめているということなのですが、4月から運営がはじまりまして、本市と道北アークスとの間にいろいろとやり取りが、もういろいろなされていると思います。これ、建物の賃貸借契約書だとか、こういったものは多分もう契約書として締結されていると思うのですが、そういったものの開示というのはなされないのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 先ほど言いましたように、紳士協定により第三者への開示というものは今考えておりません。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 前段に述べたように、公設で建てて運営してもらっている建物だということなので、市民の方々は知る権利は当然あると思うのです。紳士協定によってとどめているということなのですけれども、この賃貸借契約書というものがあれば議会なり何なり示していただいて、どういうふうな契約になっているのかという細部までちゃんと見て、いろいろ確認するという必要になってくると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） これも先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、議会のほうでもいろいろそういった質問といたしますか、議論した経緯がございます。その中で議会の皆様にも概要という形で資料をお渡しした経過がございます。

その中で、市民が知る権利というお話もありましたけれども、これも町内会連合会と情報交換会の中で、ある町内の代表の方がそういった話をされました。また一方、別な町内会の代表の方が、市民はそこまで細かいことは、ここまで細かいことまで知らなくてもいいのだと、後は議会のほうの中でやってくればいいのだというお話をされて、最初に言われた代表の方はそれを尊重するというお話で終わった経緯があるかなというふうに、私はそういった記憶がございます。細かく契約の内容を全部開示するということは、ちょっと今後、市といろいろな企業との契約というのが今後もどンドンどンドンあると思います。契約書全体の本文を開示ということとはとどめたいというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 特別だと思うのです。この4億円以上かけて建物を建てて、そこに入ってきてもらっているということを考えると普通の、企業誘致という話ずっとされてきましたけれども、そういったところからやはりきちんとどういうふうな内容で契約が締結されているのかという、知る権利というのがあると思います。市民の方が議会の中で承知してくれていればいいということなのですけれども、私たちの中でもきちんとした賃貸借契約書だとかというのは示されていないのです。だから、僕たちから市民に対して説明するということができないし、理事者から出されている資料の中でしか話ができないので、その辺やはりきちんとした、公の施設としてやってもらっている以上、知る権利というのには私は必要になってくるかなと思うのですけれども、地域交流施設、コミュニティスペースですよ。あれも一緒に入って、多分契約されているのではないかなと思うのですけれども、それ6月の議会で川野議員がいろいろ質問していて、委託料幾ら払っているだとか、そういった細かい話も質疑応答の中でされてきました。これのコミュニティスペース、地域交流施設に関しては、これは店舗とは別で、条例なり契約なりという、別に設ける必要が私はあると思うのですけれども、その辺はどういうふうになっているのかお聞きしておきます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 地域交流スペースにつきましては、条例を設置しているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということになると、これもまた契約は必要になってくるのかなと思うのです。あそこのあの建物全体的のものもそうでしょうけれども、委託管理をしてもらうということから考えても、契約というものは別に存在してやらないと駄目だと思うのですけれども、

その辺、契約というのはどういうふうになっているか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 地域交流スペースを別途に契約はしてございません。建物賃貸借契約の中にその地域交流スペースの中の維持管理の部分、そういった部分を盛り込んでいる状態になっております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そういったことが分からないから開示してはどうかということなのです。これ、条例でちゃんとしたものがあって、それに対して委託、頼んでいるのです。そうしたら、それ、契約はその分の契約としてちゃんと結ばないと駄目だと思うのです。委託料として市から多分お金払っているのですよね、この5か月間の中で。だから、そういったことも考えても、委託料幾らかかります、そういったことの契約もこのコミュニティスペース、地域交流施設に関しては別に必要なのではないかなと私は思うのです。その辺、一緒に全部なっているとさっきの答弁ですけれども、別々にしないと駄目なのではないかなと思うのですけれども、その辺認識どうなのですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいまの女鹿議員のほうから、商業店舗の部分、それとコミュニティスペースの部分、別途に契約が必要ではないかと、このようなお話だったかと思います。当初、私どものほうで、道北アークスと契約締結を結ぶに当たり、一体的な形での契約書の内容ということで協議を進めた中で決定した部分でございまして、その契約の部分につきましては、先ほどの産業課長の御答弁のとおり、たしか今年の2月だったと思いますけれども、行政常任委員会のほうに賃貸借契約の概要ということで、修繕区分、どちらがどのような責任を追うのか、またコミュニティスペースのトイレ、これの清掃料だとか電気料だとか水道料だとか、これらについても道北アークスと私どもがどういった負担で責任を負うのか、そういった部分の情報につきましては、議会のほうには、委員会のほうには、その委員会のときに提出させていただいていると、そういうことでございます。ただ、契約を別々にしたほうがいいのではないかと、そういう今、議員のお話でございますので、それにつきましては、その必要性についてはやはり内部検討もしなければならぬのかなと、このように考えております。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、10分間ここで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 条例をわざわざつくって、その条例に対して委託してもらっているのだから、契約は契約でやはり必要ですよ、多分。そうしないとどういうふうな形でお金が出ていっているのかということも明確に分らないですよ。それ契約、先ほど副市長答弁ありましたけれども、必要があるのであればということだったのですけれども、必要だと私は思うので、これは別々に契約してもらって、それいついつしましたという報告を議会にもしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 先ほどの答弁のとおり、相手も伺いますので、必要だという女鹿議

員の御意見としてお伺いいたしますけれども、これまで幾度となくというか、条例ですか、昨年12月に制定し4月1日施行という形を取っておりますけれども、これにつきましても議員のほうからも議会のほうからもこういった設置条例が必要だということの御意見をいただいた上で設けたものでございます。そのときにこういった複合的なのというか、二つの施設を一つにした形の条例、設置条例につきましては建物とコミュニティ施設とは別々でございまして、そういった形での条例を設けさせていただいたという経過がございますし、先ほどの繰り返しになりますけれども、行政常任委員会の中でもこういった形での負担区分まで整理しておりますということについてはお示ししているところでございます。繰り返しになりますけれども、これからまたちょっと庁内の中でそういった契約につきましても別々にすべきなのか、その辺については検討させていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思ひます。必要だと思ひます、これは。

続いて、これ施設の賃貸料、恐らく一月19万円と、あの建物一月19万円という話されていて、ここのコミュニティスペース、これが委託管理料が約19万円ほどだということで、前回の、先ほど6月の川野議員の質問で分かっておりますけれども、これ差引きしたらゼロになるのですよね。ダ・マルシェ的にはこれ、実質何をして、何を負担して経営しているのか。水道光熱費というのは当たり前にかかってくると思ひますけれども、あと人件費、そのほかに何を負担してマルシェは運営しているのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） マルシェから頂いている家賃が19万円、私どものほうからそのコミュニティスペースに係る部分の委託料として18万7,000円というのが細かいところの話なのですけれども、その中ではトイレの清掃、あと電気代、水道ですね、コミュニティスペースの水道、下水道、これらを、あとはこれから冬になりますけれども、駐車場の除雪と、こういったものを含めましてアークスと負担割合を決めて18万7,000円という月額を出しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あとはそうしたらほぼほぼダ・マルシェ的には負担割合はほとんど家賃の分とその委託料とってこいでほとんどゼロですよね。ほとんど負担をしているところはないと思うのですけれども、これほかに本当にダ・マルシェが負担している、1か月運営するのに、あそこの施設を運営するのに、本当にどれだけダ・マルシェ的に負担して運営しているのかというのは把握できていますか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 民間企業の経営の関係に関わってくるのかなと思ひます。当然企業でございまして人件費、先ほど議員おっしゃられました人件費は当然かかるのでしょし、流通経費もかかるのでしょし、ストックする部分の経費もかかるのでしょし、それについて我々がどれだけかかってくるのかということまで、それを求めることはできないのかなと、そのように思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） だから、公設で建てたところに入ってもらって運営してもらっている以上、そういったところも市民は気になっているのです。そういうことです。そういう話もきちんとどこかのタイミングでどういうふうに、半年なら半年で収支報告だとか、そういったこともしていってもらわないと、今後どういうふうになっていくのかという市民の方も不安に思う

だろうし、私たちもどういうふうになっているのかさっぱり分からない状況になってくるので、そういう必要があるからいろいろ情報を公開、開示してほしいという話をしているのです。

それで、民間企業は民間企業です、確かに。それはあの道北アークスがあそここの場所に自分たちでお金を出して物を建てて運営しているのであれば、別に私たちは知る必要はないかもしれないですけども、歌志内市として4億何ぼも建てて、そこに入って運営してもらっている以上、知る権利があるのではないですかという話を一番最初にしたのです。だから、この契約期間だとか、こういったことも15年という話でされてますけれども、これ歌志内で、長期契約条例、長期継続契約締結する条例、これ5年以内と書いてますけれども、この条例、こういったところも5年以内と書かれているのだけれども、契約期間は15年ですということになっているのです。だから、そういったところをこの条例から見てもどういうふうにならうかというふうになったのか、そういう説明というのは多分なかったのではないかなと思うのです。だから、そういうことをきちんと分かりやすく知らせてほしいのです。それを何でできないのか、何でももらえないのかという話です。だから、してもらえれば、ああ、なるほどと分かるのだけれども、それをいや、民間企業だからできませんと一点張りでそうやって言われると、私はちょっと違うと思うのです。その辺、公設で建てている以上、そういうことだと私は思っています。だからその辺、認識の違いがあるのかもしれないですけども、住民からしたら税金で建てているものなので、きちんとしたその辺の開示というのは必要になってくると私は思うのですけれども、もう一度、そうしたら答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 先ほど長期継続契約ということで15年という部分の根拠に示されていないのではないかとということでございましたけれども、たしかこの契約期間につきまして、当初10年間という形で御説明申し上げたところ、もっと長いところでできないのか、そういった御要望も議会のほうからいただいた上で15年に延ばしたという経過があるかと思えます。それについては御理解いただきたいなと思えますし、民間だから全てを公示できないということで、また公設民営なので知る権利があるのではなかろうかと、そういうところで考え方の相違が出てきているのかなと思えますけれども、一つの店舗につきまして1日の売上げがどれだけあって、1月に売上げがどれだけあって、4半期の売上がどれだけあって、これを一つ一つ私どもがチェックするところまで必要なのか、その辺につきましては、私的にはちょっと疑問を感じるところでございます。ですから、年間通しての売上高、会社の決算、そういったものを判断しながら、相手方と歌志内の店舗についても情報交換なりをしながら経営の状況だとか、そういったものを把握していく、その範囲なのかなと。1円単位までの売上高、経費がどれだけかかった、どれだけの収益があった、どれだけの損益があった、そこまでの部分を求めるのは私としてはどうなのかなと、そのように考えております。ただ、税金を多く使った中で運営、設置してテナントで入っていただいている以上、市民の皆様にもいろいろとお示ししなければならない部分はあるかと思えます。それにつきましては、必要な範囲の中で民間の企業、道北アークスとしても開示できる範囲の中で教えていただきながら、開示、公開していきたいなと、そのように考えます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 住民に対してきちんと説明をできる行政であっていただきたいと思えます。やはり最初から言っているように、情報が少ないと、私たちもそうですけれども、市民の方々もどうなっているのだというクエスチョンがやはりつくのです。その辺やはりきちんと開

示できるものはしてもらって、道北アークスのほうとも話をしてもらって、こういうことなのだけれども情報公開しても大丈夫だろうか、そういう話合いをもってもらって公開してもらおうというのが筋だと思いますので、これで道北アークスが、いや、それはできないわとなった場合には、何でできないのかという話も詰めてもいいと思うのです。市民が知る権利もあると思いますよ。そういったことをきちんと今後、議会にも市民の方々にもどういう形にちょっとなるか分からないですけれども、議会としては委員会だとかそういった形に多分なりますけれども、住民の方々にきちんと説明できる形を取っていただきたいと強く思いますのでお願いしたいと思います。

②番目でございます。今、足の確保の形で試作的にやっているのは承知しております。やはり一番最初から言っているように、オープンするに当たって誰もが満遍なく使える制度、施策をもってオープンしてくださいねという話を協議会の中でもいろいろな中で議会として話をしてきたですけれども、それができないまま今年の4月オープンに至ったのですけれども、やはり文珠、中村地域の方々が多い。それで歌神から上歌のほうの利用する人が少ない、そうになってしまうと、アークス自体の売上げにも困るし、今後の継続的な運営にもかかってくるので、その辺きちんと施策を本当早急にまとめてもらって、足以外にも、いろいろな考え方が多分出てくると思うのですけれども、そういったことも考えて話を進めていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 満遍なく市民が使える制度をとというお話ですが、今、実証実験ということで高齢者の移動の確保をやっておりますけれども、タクシーもやっておりますけれども、そこには年齢制限がございます。それを補うという形ではないのですけれども、チロルのバスをとというお話をさせていただいて、実際に行っておりますが、チロルのバスにつきましては、6月の議会でもお話ししましたが、実際利用されている方が最近も1名しかいないということ、最近ではその方も神威方面に引っ越されて自転車を利用しているということで、最近の利用が少ない、月に1回あるかないかという程度だというふうに伺っております。

文珠、中村がやはり利用率からしますと多い数値を示しております。おりますが、これはどうしても人口の割合が文珠、中村は多くなっておりますので、ほぼ人口の割合に匹敵している数字かなというふうに当課としては分析しているところでございます。当然、上歌方面の方々にも多く利用していただきたいというのは、もうそれは切に願って、何か市としてもいろいろな施策を考えていかなければならないというのはもう重々承知しておりますけれども、今後も引き続き、足の確保に限らず、利用を上げるいろいろな施策を考えてまいりたいというふうに思っています。これは常に協議、研究をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） やはり市としてできることはやらないと駄目だと思うのです。そのほかにやはりダ・マルシェとしてもやってもらわないと駄目なこと出してくると思います。先ほどの答弁、一番最初の答弁で配達サービスの話ちらっと出ていましたけれども、こういったことも今行われてないので、ダ・マルシェができるサービスというのをきちんとダ・マルシェで摸索してもらってやってもらう、それで利用者の、お客さんの増につなげる、そういったことも必要だと思うのです。こっちから幾らこういうことをやってくれと言っても、ダ・マルシェ的に、いや、それはできないよということになれば、もう集客は見込めないですよ、それ以

上。そういったところの歩み寄りというのも企業間との市との間で不可欠なので、きちんとした協議を綿密に行っていただきたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 当然、ダ・マルシェとはそういった必要なものは、マルシェとしてできるもの、そういったものを要望していくというのはしていきたいと思いますが、ただ市といたしましては、市民が利用する部分でダ・マルシェだけを利用する、そこだけに力を入れるということではできません。市としては、やはりほかの企業もありますので、そういったバランスを考えながら進めなければならないという、そういった難しさもございます。その辺、飲食店を扱う企業というのは市内に限られておりますけれども、そちらの方々ともいろいろ協議をしながらやっていきたいなというふうに思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今言ったのは、ダ・マルシェのスーパーの店舗の中の話であります。コミュニティスペースの話にちょっとずらさせてもらいたいのですけれども、こういう話があります。コミュニティスペースのほうにタクシーを呼べる電話をつけてほしい、そういった要望もあるのです。それがあの施設だから、ダ・マルシェの方々と言っても、ダ・マルシェの方々から市のほうに多分話が行くと思うのですけれども、そういう二度手間というのも出てきているのは出てきているで、そういった声も必要ですよということがあるので、こういった今後のコミュニティスペースの改善というのが必要になってくるかなと思うのですけれども、その辺、今後どういうふうに考えているのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） コミュニティスペースからタクシーを呼べる電話をというお話ですが、この辺についても私どもとダ・マルシェとの情報交換では、実際に電話、携帯電話を、通常、今、携帯電話をお持ちになっている方が多い。けれども、持ってない方もいると。タクシーを呼べないというお話であったのですが、今、実際にダ・マルシェのほうで電話を使用させていただくという、そういった電話料金、10円なのか20円なのか分かりませんが、料金を頂いてタクシーを呼んであげるとい、そういったことをやっております。私たちが聞いている部分では、それも月にそんなに数は多くないのだというお話は聞いております。その数が多くなれば、またその電話の設置というものを考えなければならないのでしょうけれども、今現在、そうやってダ・マルシェのほうで電話サービスといったものをやっておりますので、しばらくちょっと様子を見たいなというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） やはりその場所、コミュニティスペースに直通の電話がついていれば、使う人は使うのです。いちいち使いたいなと思って、店員に呼んでくれと言って、店員が忙しい中また電話をかけるのです。だから、その手間を減らすために必要なことだと思うのです。使う人がゼロならあれですけれども、使っている方、頼んでいる方がいるのです、実際。そういった方々の声も必要、利便性の向上ですよね。そういったこともしていけないと解決されていかないと。集客にも増えていかないと、そういったことだと思います。

今言うのはちょっとあれですけれども、これから言うのはちょっと店舗、ダ・マルシェとの間の話にもなりますけれども、ダ・マルシェの中に温かい飲料水が置いてない、売ってないと。それはダ・マルシェの企業努力によるものだと思います、温かい飲み物を置く、置かないというのは。ただ、それ以外に、コミュニティスペースに紙コップで出てくる自販機ありますよね。ホットコーヒー、ココア、紅茶。こういったものを置けば、コミュニティスペースの活

用利用が増えてくるのではないかというような話も私聞いております。だから、そういったこともコミュニティスペースの活用を上げる、ダ・マルシェとの間の話もあるでしょうけれども、そういったことも進めていっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） コミュニティスペースの利用方法につきましては、ダ・マルシェともいろいろ協議は進めた経緯はございますが、いろいろな要望が今までに上がってはきておりました。どこが一番いいのかという部分は、いろいろ私どもも市役所的に、行政的にもいろいろ考えなければならぬでしょうし、ダ・マルシェの考え方もありますので、そういった部分ではそういった協議といいますか、情報交換は常にやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ぜひいろいろな角度で綿密にお話をさせていただいて、そういった話は内々に進めてもらって改善されていけばいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2件目のかもい岳スキー場について、ちょっと移りたいと思ひます。

①番目の答弁で、経営者、組織体制が変わっていると。取締役、代表取締役が変更になっているということなのですからけれども、当初の方から変わったということなのですよ。そういった考え方で、当初の方はもう全然このM・かもい岳に関わらないで退いたということによろしいですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 当初の代表取締役は現在退いている形になります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これ、新しく取締役、あと代表取締役になっている方なのですからけれども、一番最初のやりましようと言ってくれた方々の中に新しくこの取締役、代表取締役になった方がいるのかどうなのか、確認しておきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 中には取締役から代表取締役になった方、そういった方も含まれております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということは、一番最初の代表者の方の意志は変わらなく受け継がれているという考え方でよろしいですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 最初、令和2年ですか、M・かもい岳が設立されまして、その当時の最初の代表取締役の方は今は退任されたということで確認しております、今、新しい方がついておられますけれども、かもい岳を開発して歌志内のにぎわいをまた取り戻すのだということの部分につきましては、現在の役員の方ともお話しする中で確認はしているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということは、上の人たち変わりましたがけれども、経営方針というか、理念というか、歌志内市に対してこうしたい、ああしたいという思いが一番最初のときと同じという考え方でよろしいですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） そのとおりでございます。ただ、令和2年に会社できてから当初計画、インバウンドを引き込むということが大きな要素としてあったのが、コロナによりましてそれがなかなか思ったように進んでいないという現実的にはありますけれども、今回新しいというか、新たな経営の方におかれまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、かもい岳を夏冬問わず観光客来ていただけるような形で進めたいということについては、最初から変わっていないというふうに確認しています。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） すみません、もう1回最後だけ。最後にちょっと、これ譲渡するときが一番議会として、私たちとして危惧していたのが、当時外国資本に流れるのではないかという、危惧していたのです。それ、今回代表取締役の方々いろいろ変わっていて、こういった外国資本のほうに渡っていると、そういう話ではなくて、きちんと日本の方が、ちゃんと連絡取れる方がやっていて、変わらなく理念を持ってやってもらえているという考え方でいいのか、もう1回だけちょっと答弁いただきたい。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 最初危惧されたのは、海外へのという部分もあったのかと思いますけれども、現在、札幌市にお住まいの方が代表を務めておられまして、自らも建設関係の会社を営まれているというふうにお聞きしております。事業自体が今後スノーボードを、今までのスキーに加えスノーボードについても力を注いでいきたいと。オリンピックも近々開催される中で、選手の育成も含め、海外も視野に入れて取り組みたいという、そういう意欲を確認をさせていただいているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ②番目の答弁にあったように、温泉の再稼働に向けて話が進んでいると。これ今シーズンということなので、もう多分何らかの形であの施設、改修だとかいろいろ多分されてきているのかなと思うのですけれども、その辺の状況というのは今、どういふうになっているのか。温泉の施設、すぐ、11月、12月になるか分からないですけれども、どういふうな形で今進んでいるのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） この話を私ども説明受けたのは先週、9月6日になります。このときには、冬に向けてというお話で、今予定でしかないと思うのですが、9月下旬、10月上旬頃から工事には入るのではないかなというふうに、そのような感覚を受けました。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この施設が長い間止まった状態だったので、かなり経費のほう、改修するお金なんかもかなりかかってくるのかなと思うのですけれども、その辺、稼働させてもらえれば、また違う形で今までのコロナの前の状況に少しずつ戻ってくるのかなと思うので、稼働がされるよという話になれば、また議会のほうに何か報告でも願えればと思います。

ゲレンデに対してなのですけれども、今回温泉施設をやるということなのですけれども、全面ゲレンデオープンしてほしいという話も何年間あったのですけれども、コロナでなかなか難しい状況が続いたのですけれども、ゲレンデに対してはどのいふうな設備投資今後なっていくのか、そういった話はされているのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 全面オープンということは西側斜面の開放という、そういった稼働ということだと思いますけれども、西側斜面をやるとした場合、またリフトの整備、こう

いったものに莫大な費用が、億単位の金額がかかるというふうになっております。今、世の中ではバックカントリーと言って、圧雪をしない中を滑るとというのが流行のようなのですが、そういった部分があるのですけれども、そこにはまた規制、いろいろな規制をしなければならないという部分もありますので、そこも難しい部分もあるのかなというふうに思いますが、西側斜面の再開という部分につきましては、まだいついつからという話は伺っておりません。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） いろいろリフトの件だとか出てくると思いますので、お金がかかる話だと思います。お金が湧いてくるわけでは多分ないと思いますので、その辺、できれば早くまた西ゲレンデもオープンしてもらって、この温泉施設と一緒に今までの体制でできるような形で話を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、三つ目の自衛隊の名簿でございます。総務省といろいろと防衛省との間で話をしていることなのですけれども、自衛隊法ではいろいろ言われてますけれども、自治体に提供を求めるといってはできてますけれども、自治体に協力してくれだとか、協力義務だとか、そういった強制力というのはないものになっております。そのためにはやはり、提供するのであれば、一度本人の意思確認をするというのが必要になってくるのかなと私は思うのですけれども、その辺の意思確認というのは一切されないで自衛隊に名簿の提供をされているのか、もう1回聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） まず市町村の処理する事務ということで、自衛隊法の中で募集に関する事務は市町村が行いますというところが規定されております。それを元に防衛大臣のほうは市町村に対し、必要な情報を報告、資料の提出を求めることができるというふうに規定されております。これらの情報を元に、従来市町村によってはちょっと対応がまちまちであったやに聞いておりますが、このたび正式に連名通知が発出された後、法律上特段の問題を生じるものではないというふうな国の正式な解釈が示されたところでまずはあります。

それであと、その提供される方の件についてなのですけれども、当然情報を提供する側、個人情報を提供する私たちのほうも個人情報の保護に関する法律というものに照らし合わせまして、第三者提供への制限ということで、法令に基づく場合については、きちんと提供することができるというものになっておりますので、特段その方の情報はその方に断りなく提供されてはまずいというようなものにはなっていないという解釈でおります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） それが個人情報、プライバシーの侵害だとか、そういった話になっているのだと思います。

除外申請制度というのもあると思います。それ多分御存じだと思いますけれども、歌志内ではどういうふうになっていますか。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 法律上、特段情報提供に関して問題を生じているものではないというところの元に事務を進めているところではございますが、とは言いつつ、情報を提供されたくないというような方もいるやには伺っておりまして、他市ではそれらを希望があれば除外している市町村もあるというような認識ではおります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歌志内では除外申請していないということだと思います。やはりプライバシーの侵害、当然送られてきた方は何だと思ってしまう方もいらっしゃると思います。自衛隊に興

味・関心なくて入隊の希望意思がない方にも多分届くのです。そういった方々に対してそういうのはやめてくれということと言える除外申請制度というのがあるので、それをきちんと使って、該当者の方々にはこういう制度がありますよというお知らせをする必要は私はあると思います。その辺、今後どういうふうにされていくのか。令和3年から行われているということなので、来年度からどういうふうにしていくのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 紙媒体での情報提供、令和3年度から情報提供しているのですが、それ以前は自衛隊のほうに住民票の閲覧という制度を使って、過去から入隊の関係情報を入手していたところでございますが、いまだかつて私どものところにこのような物が送られてきたのだけれどもどうなのだとかというような相談とか電話等も一切ないような状況でございましたので、特段除外については必要がないというような判断をしておりました。それぞれ除外申請というのは、別に法律で定められたものでもなく、市町村独自で例えば要綱を設置してそのような方に対して一定程度の配慮をすとかという除外申請の制度をつくっているところがあるのが現状でございます。引き続きほかの市の動向を踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ほかの状況を見るではなくて、これは一番最初に言ったように、プライバシーの侵害、個人情報の保護の観点から、対象者には必ずこういう制度がありますというのを示していただいて対応していただきたいと思います。連絡が来てないからではなくて、ほかのいろいろな市町村でも既にやっているところはあります。赤平でも対象者全てに1回除外申請というものがありますから、使いますか、どうしますかという通知出しているのです。だから、こういったこと一つやるだけでも、ああ、そうなのだとということが分かってもらえる。だから、今後、来年度に関しては必要だと私は思いますので、やっていただきたいと思います。

あと、歌志内の広報の中でも自衛官の募集というのがありますけれども、この情報の提供による云々かんぬんというのは一つも見ることがないのです。その中でもやはり、広報の中でも除外申請という制度がありますよという、そういうのをきちんと明示するべきだと私は思いますので、本人が分かってなくても保護者が一緒にいる可能性もあるので、保護者というか一緒に住んでいるお父さん、お母さんがいると思いますので、可能性があるんで、そういった方々にも目を通してもらう必要も広報の中ではあると思いますので、そういった周知というのは私は絶対必要だと思いますので、その辺を今後どうしていくのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 繰り返しになりますが、基本的には国のほうで住民基本台帳法上の特段の問題を生じるものではないという解釈が出ておりますので、情報の提供についても適用除外の法令による定めがある場合は提供することができるという規定がございますので、それに基づいて私どもは今出しているところでございますが、今しがた赤平でも除外申請をされているというようなことをお聞きいたしました。あるいは周知に当たっては、広報周知もしているというお話も伺いましたので、それらを含めましてほかの市の動向を見ながら引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 札幌や京都や岡山、そういったでっかいところでも、でっかい単位での除外申請のことはホームページなり何なりでうたってますので、やってない、やらないという話にはなっていないのかなど。選択肢を与えるというのは当然のことだと思いますので、検

討する前にきちんと、もう既に動き出してほしいなと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

質問順序7、議席番号7番、下山則義さん。

一つ、歌志内学園児童生徒の活動状況について。

一つ、児童生徒の不登校について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今回の質問につきましては、件名は2件であります。早速質問させていただきますので、答弁よろしくお願ひいたします。

件名1、歌志内学園児童生徒の活動状況について。

質問内容であります。歌志内市総合計画後期基本計画の主な施策・事業に、放課後や長期休業を活用し、個に応じた学習指導の充実や外部講師による公的学習塾の開設など、基礎学力の向上に取り組むとありますが、そこでお伺ひいたします。

①公的学習塾について。

アであります。対象の学年につきましてお伺ひいたします。

イであります。夏休みを利用し実施していると思いますが、その日数につきましてお伺ひいたします。

ウであります。児童生徒の様子及び学習状況をお伺ひいたします。

②であります。放課後学習について。

ア、対象の学年につきましてお伺ひをいたします。

イであります。開催の日数等につきましてお伺ひをいたします。

ウであります。児童生徒の様子及び学習状況につきましてお伺ひをいたします。

次に、件名2番であります。児童生徒の不登校について。

①歌志内市総合計画後期基本計画の主な施策・事業に、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携体制や相談機能の充実を図りますとございます。

そこでお伺ひいたしますが、ア、以前、定例議会で、不登校児童生徒についての報告がありましたが、現在の状況につきましてお伺ひいたします。

イであります。不登校の児童生徒に対する学校及び教職員の対応につきましてお伺ひをいたします。

ウであります。保護者との話合いにつきましてお伺ひいたします。

以上、件名2件、質問内容は9件でございます。よろしく答弁をお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 私から件名1、2につきまして御答弁申し上げます。

まず件名1、歌志内学園児童生徒の活動状況についての①、公的学習塾の状況でございますが、公的学習塾につきましては、教育委員会が定めた公的学習塾実施要綱に基づき、習慣的な家庭学習を提唱するとともに、より質の高い家庭学習時間及び対象生徒に居場所を提供することにより、基礎学力の向上を図ることを目的に、チャレンジキャンパスと称しまして実施しているところでございます。

まずアの対象の学年につきましては、後期課程の7年生から9年生を対象にしており、イの実施日数につきましては、今年度は8月19日から来年の3月23日までの土曜日に各学年1

6回もしくは17回を予定しており、ウの児童生徒の様子、学習状況につきましては、数学は講師との対面により授業を行い、英語はタブレットを活用して大手学習塾の講師とオンラインにより授業を行っているところで、受講をしている生徒は、現在のところ8年生と9年生で6名ですが、それぞれ意欲的に学習に取り組んでおり、特に9年生は高校受験も見据えながら基礎学力の向上に努めているところであります。

次に、②の放課後学習の状況でございますが、放課後における基礎学力の向上につきましては、小学校を単独で設置していた令和2年度までは、北海道の退職教職員等外部人材活用事業を活用して、夕焼けタイムとして放課後の学習指導を年10回程度行っていたところであります。令和3年度以降は、人材不足などの影響により退職教職員の割当てがなく、現在夕焼けタイムは実施できない状況となっておりますが、担任教師の判断により、放課後のスクールバス発車時刻までは希望する児童に対して補習授業を行うこともあるとのことでございます。

なお、長期休業を利用した学習指導としましては、夏休み、冬休みを利用して学習習慣を身につけ、規則正しい生活リズムで毎日を過ごすことを目的にチャレンジサマー、チャレンジウインターと称しまして、それぞれ4日間、1年生から6年生を対象に歌志内学園でドリルなどを活用した学習支援を行っているところであります。

次に件名2、児童生徒の不登校についての①、現在の状況でございますが、第2回定例市議会での能登議員からの一般質問に対しまして、歌志内学園で数名の不登校もしくは不登校気味の児童生徒が発生しており、学校内の相談室や空き教室を利用した学習指導のほか、自宅におけるICTなどを活用した学習指導なども行っていると御答弁申し上げたところでございますが、現在も状況は変わっていないとのことでございます。

次に、②の学校及び教職員の対応でございますが、当該児童生徒に対する学校及び教職員の対応としましては、担任教師だけで対応するのではなく、校内で情報を共有し、管理職や養護教諭、スクールカウンセラーなどを含めた教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ちながら支援を行っているところでございます。また、僅かでも不登校の兆しが見られた場合には、学校全体でチームとして児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いながら、個々の実情に応じた具体的な支援を行っているところでもあります。

最後に③、保護者との話し合い等についてでございますが、保護者に対する対応としましては、担任教師や管理職のほか、場合によっては生徒指導主事やスクールカウンセラーなどが定期的に家庭訪問などを行っているところであり、実情などを適切に把握した上で児童生徒本人や保護者の意思を十分に尊重した支援策を講じることとしているところでございます。

いずれにいたしましても、児童生徒の不登校への対応につきましては、教育機会確保法や生徒指導提要、また文部科学大臣が取りまとめたCOCOLOプランなどに基づき、児童生徒の個々の状況やニーズに応じた学びの場の確保を図ってまいりたいと思っており、今後、学校や家庭以外の第三の居場所づくりについても検討を重ね、学びたいと思ったときに学べる環境を整えていくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時29分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

下山則義さん。

○7番(下山則義君) 答弁をいただきました。それでは、再質問に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

実施する期間、一番最初にその学年ということを知りました。後期課程の7年生から9年生までの間の方々に公的学習塾に入ってやっていただくというような内容の答弁をいただきました。それと夏休みを利用してということですので、行われるのが8月19日から3月23日ということで、土曜日、16日から17日というふうな答弁もいただきました。ただ、これに関して、恐らくこれチャレンジキャンパスというような状況のものではないかと思っております。ですので、令和4年度のチャレンジキャンパス、後期課程の方々にやったというものが各会計決算実績報告書の中にありました。ちょっと見させていただけますと、このチャレンジキャンパスは各土曜日のうち25回という回数を実施していると。であればもう少しこれ多くやってもいいのかなという思いでございます。それについてちょっと答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(本田加津子君) 山岸教育次長。

○教育次長(山岸康治君) 今年度につきましては、学習内容の見直しを行いまして、効率的に行うということで、回数を若干減らしております。

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) 分かりました。そういったこと、ちょっと分からないで聞いていますので、大変申し訳ありません。子供たちのためになるような、そしてスムーズに進むような、そんな状況をつくっていただければと思います。

それではその次に、数学は対面の授業で行っていると。その数学を行っているのは、どの場所で行っているのか答弁いただきたいと思ひます。

○議長(本田加津子君) 山岸教育次長。

○教育次長(山岸康治君) コミュニティセンターの視聴覚室で行っております

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) もうかなり前になるのですが、3年、4年前になりますか、私も一度そこを見学させていただいた経緯があります。何度も何度も回数多く、そしていろいろなことを分かるような状況をつくっていただきたいと思ひます。

次の質問は、英語の場合はタブレットのオンラインで行っていると。これはどのような経緯で、恐らく一人一人持っているタブレット、どこかで集まってそれを使うのか、あるいは家庭から、先生が遠くから遠隔操作というような状況になると思ひますので、そのような形なのかをちょっと答弁いただきたいと思ひます。

○議長(本田加津子君) 山岸教育次長。

○教育次長(山岸康治君) 英語に関しましても、コミュニティセンターで一堂に集まりまして、個々のタブレットで授業を行っているところでございます。

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) 一つの教室に皆さんが集まって、そこでタブレットを開いて先生が違うところでその放映されたのが流れてくると。そして誰々指名して問題を解いてもらったり、英語で話をしたり、そういうことというふう聞いてよろしいでしょうか。答弁お願ひします。

○議長(本田加津子君) 山岸教育次長。

○教育次長(山岸康治君) そのとおりでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。

それと、8年生、9年生6名という答弁がありましたけれども、何というのですか、前期、1年生から6年生までというちょっと人数が少ないのかな、1クラス人数が少ないのかなと思うのですが、8年生、9年生はもう少し多い人数だったというふうに記憶しているのです。その三つが集まって、7、8、9と集まって……失礼しました。これ生徒は8年生、9年生が6名ですものね、答弁では。であれば、もう少し多い人数でもいいのかなという気持ちがあるのですが、それはいかがなのでしょう。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 実はこちら募集を開始しまして、ちょっと人数が少ないなと思ひまして、最初はもっと少なかったのですけれども、追加募集してやっと6名になったところでございますが、昨年度は11名でありまして、若干減ってはいる状況にあります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） せっかく学習する、勉強する、それも専門の方から教えていただくという機会ですので、なるべくたくさんの生徒が集まってそうすべきかなというふうな思いでございます。ぜひとも全員が集まるような、全員までいなくても8割ぐらいが集まるような、そんな状況づくりをしていただければと思います。

私がちょっと見学に行ったときには、同じ部屋かどうか分かりませんが、部屋が全部埋まった、そういうような状態で、そこで先生が黒板の前で教鞭を取っておられたということをおぼえられます。なかなか皆さん活発に先生に対して質問をしたりもしていましたので、何かしら教室のような、そんな状況づくりがあればいいなというふうな思いでございます。ぜひとももう少し人数を増やして、たくさんの方々が学べるような、全員が学べるような、そんな状況をつくっていただければと思います。それは答弁は結構です。

それと、一番最後のところで、9年生は高校受験を見据えた基礎学力の向上に努めているという答弁がございました。正直申し上げまして、このチャレンジキャンパスに私が求めるものはそこなのです。せっかくの、これは公的学習塾ということなので、あまりこれは大きなことを言ったらいけないのかなとも思うのですが、やはり小学校、中学校、今と言う義務教育学校を終えて、その次に社会に出て自分が認められる、あるいは自分が一つのふるいにかけて、それが私、一番最初に経験するのが高校の受験生なのだと思います。皆さん恐らく、今はもう本当に北海道、そして日本の人間は、ほとんどみんなそれを通していくのだと思います。それに自分が希望したところに進んでいけるような状況、これをしっかりつくる、もちろん学校でもいろいろと学ぶ、それと同時にこの公的学習塾の中で、こういう物の言い方がいいのかどうか分かりませんが、専門の方が、例えばこのところの問題傾向はこういう傾向で出ている、この次の試験は恐らくこういうようになるだろう、みんな分析していると思うのです。そういったことを子供たちに教えていく、こんな問題を解かせる、そんなことが大切なことなのかなという思いもあります。これについては教育長からちょっと答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 御質問、ありがとうございます。学力をつけるということは、もう大変なことであり、そして公的学習塾においてももちろんその意味は外していないということでの設置ということになっています。ただ、テクニックというものは、やはり勉強とはちょっとここで言う基礎学力とは違うものなので、当然それに見合うようないわゆる私的とい

うか、いわゆる企業的な塾であれば、それらはもちろんありますけれども、我々はあくまでもここを基礎学力という形でつけていくということ、地盤をしっかりと固めて、後の学校種へ進んでもらっていきたいというところが目的であるので、あまりテクニックという部分については求めている部分ではなくて、あくまでもここに集まってきてしっかりと勉強していただく、あるいは習慣化してもらおうということが主になっているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ずっと教員を勤められてこられて、最終的には教育長になられた方に、今のような質問をして大変申し訳なく思うのですが、もちろん基礎ですよ、基礎学力、それでいろいろなその基礎を利用して、どんな問題も解いていけるような状況。ただテストというのはそれだけではないということは、もう皆さん御存じのことだと思うのです。そういったことも教えていっていいのかな、高校入学のための試験にもそういったことを教えていっていいのではないかなというふうな思いは正直あります。分かっているはずの問題が解けなかったり、あるいは恐らく今年はこの問題が出るのではないか、これは結構当たるみたいなのです。であれば、それを集中的にやってくれとか、そんなような方法もあるのかなという思いで質問させていただきました。もう1回だけ答弁お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 言われていることは重々分かっております。というより、そういう部分については、やはり学校の先生のほうが基本的には周知できているのではないかなと。公的学習塾という塾ですけども、あくまでもやはり補助的な学習、あるいは学力の力をつけさせるというところを一つの行政サービスとして迎えていますので、そういう部分では、ここを使いながら、学校での学習も使いながら、自ら学習を組み立てていくと、そして傾向なんかもつかんで、いろいろ友達同士の会話の中からもいろいろそういうテクニックなんかも学んでいくということも大事になってきますので、そこを重きに置いてここではやっていくわけではございませんので、トータル的に見て補完できるサービスという形で捉えていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。ちょっとぶしつけない質問だったかなという反省も正直でございます。ただ、全員が自分の目指す高校に、そして自分の目指す将来像にうまくタッチして踏み込んでいければなという思いでございますので、その辺のところを踏まえていただいて、よろしく願いするところでございます。

次に、放課後学習ということで質問させていただきました。これは前期課程の1年生から6年生までということ、それと同時に今までやっていた夕焼けタイムですか、それができなくなったというふうな話もありました。その内容から、放課後学習塾というふうな形で先生方に見ていただくというような答弁だったというふうに記憶していますが、それで授業が終わってバスの出発時間までの間ということで答弁いただきましたが、スクールバスのその出発時間と要するに勉強する時間というのはどのくらいあるのか答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） そんなに長くはありませんで、長くても20分から30分程度かなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） バスに乗らないで帰る子供たちもいるのですが、そういう子供たちに対してはこの放課後学習塾、どのような状況で与えているのか、答弁いただければと思います。

す。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） あくまでも担任教師の判断によりまして、子供の希望もあると思うのですが、それを聞きながら、歩いて帰る子供たちには時間の許す限り、先生の時間の空いている限りそのような指導をしていると聞いております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 次の質問に移りますが、長期休業を利用して夏休み、冬休みということで学習の習慣をつけるための、そういった状況を身につけるために行っているという内容の答弁がありました。これはチャレンジサマーですか、チャレンジウインターですか、そういった流れですけれども、ドリルを活用しているということもありまして、そういう状況でありますけれども、これについては子供たち、まだまだ低学年ということで、子供たちのその状況というのをもう少し詳しく答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 今年の夏休みは子供たち20名参加しまして、このチャレンジサマーというのを行いました。主な内容につきましては、最初の答弁で申し上げましたように、ドリルを活用して、学園の卒業生の方が講師となって、親しくといいますか、丁寧なドリルの丸つけとか指導を行っていただいているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の学園の卒業生ということで、というとまだ本当に高校生になっているか、なっていないか、もちろん高校生になっているのでしょうか、それを卒業したかどうかということなのでしょうけれども、どういった方々にそれをお願いしているか、ちょっと答弁いただければありがたいのですが。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 一応、広報で講師になる方を募集しまして、それぞれ御本人から募集があったということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そういう先生が、要するに自分たちと同じ学校にいた先生が自分たちの教えてくれる先生になって、いろいろな話ができるのであれば、習う子供たちも何か楽しいのかもしれないね。そんなような状況から、勉強に対して、あとは生活に対して、何か生まれてきたようなことはありませんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 先ほどのチャレンジキャンパス、チャレンジサマーの効果とは言えないかもしれませんが、学校が行った調査では、平日に30分以上家庭学習をする児童生徒というのは大体7割以上ありまして、習慣的な家庭学習がこれらの授業によりまして徐々に定着している一助にもなっているのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。そういった形でもいろいろとその子供たちが教えてくれる先生に対しても興味を持つと、どんどんどんどん勉強しようという気持ちになるはずで。一番考えられるのは、優しくした先生、そしてほめてくれた先生、そういう先生の授業というのは真剣になって聞くというものがあるのですよね。であれば、自分たちと同じ学校を卒業している先輩たちに対して敬意を持って懸命になって勉強を行うのではないかと思うのですが、そういったところを上手に活用して、今目指している勉強の習慣づけ、それをしっ

かりとしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の件名に入ります。不登校です。不登校は以前と変わっていない、今の状況でも変わっていないという答弁がございました。そこで、空き教室や自宅におけるICTを活用している、そんなようなところから、あと相談室もありましたか、そういったところから学習指導を行っているという答弁がありました。今もそれは変わってないですよという流れでいるのだと思いますが、では、今、先ほどのときは、今聞いたことがずっと行われているということでしょうか。不登校の児童生徒に対して。答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） これまで同様、学校内の相談室、空き教室を利用した学習指導や自宅でのICTを活用した学習指導を行っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それと、学校の先生たちは不登校の児童生徒と接するという事は非常に大切ですし、確かに勉強も大事なのですが、やはり一ところに集まって友達と色々な関わりを持ちながら生活をしていく、それは大切なことだと思います。ただ、今の行っていることは、空き教室を利用する、保健室を利用する、その辺のところは詳しく分かりませんが、タブレット云々でいろいろとやっておられるのでしょうかけれども、学校とはやはり違う内容のことで生活しなければならない子供たちが、何かしらほかの子供たちと違う状況のものが出来上がっているのかなという思いがどうしてもあるのです。それについては、これ、今の段階ではどうしようもない状況になっているのでしょうか。答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） ちょっと難しいのですが、どうしようもないというか、学校においては学習だけでなく、本当に相談業務も充実させるようにしております、それぞれ何が原因でこうなっているのかという原因を追究しながら、その子に合った一番いい指導方法等を日々検討して対応しているところだと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それと、先ほどの答弁の中に、家庭や学校、学校ではやはり空き教室ですか、そういったところを利用して教える、あるいは家庭ではタブレット云々で行う、それと同時に第三の居場所づくりという言葉もありますけれども、この第三の居場所づくり、これはどのように捉えたらいいのか答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行うため、学校生活になじめない児童生徒を通常の学校生活に戻すための場である教育支援センター、いわゆる適応指導教室や、放課後一旦家に帰ることなく学習支援や文化交流活動ができる放課後子供教室などを想定しながら、この子供の居場所づくりというのをつくっていきたいなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それはまだできていなくて、これから考える、あるいはこれからそういうのをつくっていかなければならない、今はまだないということでしょうか。答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 今は現実にはありませんが、児童センター等一元化施設ができた

際には、その中にそのような教室をつくっていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） まあまあちょっと遠いですがけれども、例えば教育委員会のほうに来ていただいて、その子供たちがどのような考えの下に生活しているのか、あるいは分からないところは教えてもらうような、そんな教員にある方々にそんなような状況もつくれるのではないかと思うのです。これからいろいろなものができて、今も計画があるようです。その計画に乗っていくと、第三の施設もできるのでしょうかけれども、今必要だと私思うのです。その子供たちが後、最低でも何年かしたら、もういなくなってしまう。それができればではなくて、今それが必要だと思うのですが、その辺については何か新たな考えというのはないのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、とても大切だということは、本当に議員のおっしゃるとおりで、今の子供たちに何をできるかというのは、もちろん今考えるべきで、先のことではないと思っております。学校とは、そういう部分では教育委員会のほう、いわゆる空いている場所があれば、当然活用してもいいというようなお話もしておりますし、近々できるところは十分活用できればいいねというような話はさせていただいております。ただ、何せ相手があることで、それこそその子供に応じた教育をとということになった場合、そこにでは誰を配置できるか、学校の教員がそこに来て、教育委員会に来てそれを指導するというのはなかなか難しいので、多分私がやるのかなと思いつつながら、そういう部分で話をさせてもらっていますので、今あるのか、ないのかと言われるれば、適応指導教室自体は設けてはおりませんけれども、そういういわゆる可能性のある場合については対応はもう既に考えているというところで御回答させていただきます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そのとおりでございます。教育長がそこにおられたら、そして職員の方もおられるとなると、教育委員会でそういう子供たちと一緒にやっていくことは可能だと思います。またタブレットを使ってやり取りもあるのでしょうか。そういうのもありますけれども、やはりそういう子供たちをなるべく引っ張り出すということも大事だと思うのです。学校の教室だけではなくて、そういうことをすることも必要ですし、そして今回の質問にもまた触れてみませんが、保護者の方々としっかりとお話をし、それと保護者の考えを言う、あるいは保護者の考えに対して教育を与える者として話をしなければならぬ、これは絶対だと思うのです。と言いますのは、今の今回の答弁で、一番最後のところに、不登校の方々に対しては、要するに児童生徒の不登校の方に対しては、教育機会確保法、そして生徒指導提要、また文部大臣が取りまとめたCOCOLOプラン、そういったものも利用しますというものが書いてあります。私も正直言って、今回これを質問しようと思ったのは、教育の内容に新しい法律ができています。その法律をちょっと見てみると、概要までしかまだ正確に確認していませんが、学校に通えない子供、要するに不登校の子供、学校に来なくてもいいですよという内容の法律があります。これがいいのかどうなのか、私、分からないですが、こういう法律があって、場所があって、そしてそこに指導する方もおられるのであれば、いち早く、家庭だけではなくてそういうところにも引っ張り出してきて、引っ張り出すというのは不適切な言葉なのかな、大丈夫だと思います。それと同時に、何というのでしょうか、先生が学校にも来てもらって空いている部屋で教育をする、物事を教える、そういったことも常にやっていかなければならない状況が今あるのだと思います。もう無理に友達の、お付き合いができ

ないと言えいいのかな、そういう友達のいる教室に引っ張り出すのではなくて、そういうことを一つ一つやっていかなければならないと思うのですが、そういったことを考えながらこの不登校の子供たちに対して対応していかなければならないと思いますが、そういったことでの、これも教育長から答弁いただきたいと思いますが、そのお考えというか、その方向性みたいのをちょっと教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 本当に今、議員がおっしゃられたとおりです。前回も能登議員の御質問にお答えさせていただきましたけれども、子供はもちろん、家庭まで見ていかないと、なかなかこれの対策というのは難しい部分でもあります。現在不登校になっている親御さんと私少しお話をさせてもらっている経緯もありますけれども、そういう意味では、学校だけで解決をすることはできない、当然家庭、それからあらゆる諸関連機関ともお話をさせていただかないとならないし、また場所においても学校というところに行けない子というのは、もちろん原因としてはありますので、では教育を放り出してはいけませんので、そこに対して、その子供に対してどう教育を与えるかというのは大事なことで、今、こうやって法律等が出てきましたけれども、もちろんこれを推し進めていくことは大事なことだと思っております。私の考え方も学校だけで教育が全て終わるわけではありませんので、その子が本当に学びたいと思ったときに学べる機会をきちんと与える、おかげさまで歌志内市もICTが率先して導入されましたので、そういう部分で今ICT機器を活用しながら教育を進めているというところも、先生方の力を借りているというところも一つでございます。

ただ、今、難点は、先ほどもありましたけれども、人材不足なのです。教える人がいない。それで、先ほどの夕焼けタイムの場合も、やはり退職人材活用事業ということで、我々は継続してやりたかったのだけれども、そこにあてがう指導者がいない。これ、教員免許が必要になってきていますので、そういうことでやはり今困っていて、道教委のほうに加配という形での先生を何らかの形で学校に入れてもらえないかということで今、取り組んでいる最中でございます。

とにかく歌志内の子供たちを大事にしながら、その先を見据えながら、将来的なものも見据えながら、しっかりとした学力、それからこれからコミュニケーション能力というものもやはり必要になってきますので、そういう部分でも対人関係を大事にしながら学ばせてあげていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、教育長の言葉から対人関係という言葉が出ました。学校に通えなくて家の中にいると、それが一番衰えてしまうのです。違う方向に走ってしまう、これ怖いことなのです。非常に怖いことです。ですから、人と接するのがどれだけ大切かということをしつかりと押さえていただいて、そして子供と接していただきたい、そんな思いでいます。それをつくり上げるのも学校であり、そしてそういった所管の教育委員会でもあるのだと私は思います。

そういった面から見ましても、そして私、この法律できて、まだ見て正直言って分からないところがあります。そしてこれだけではないはずで、必ずこれに続いてくるものがたくさんあるはずで、できましたらこういったものも教育委員会のほうから勉強させていただきたいと私思うのですが、それについていかがでしょうか。次長、答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 勉強をしたい、させていただきたい、どのようなことかということとは分かりませんが、知り得た情報は皆さん方に提供して、こういう対策があるとかこういうことができる、また自治体としてこういうことをしなければいけないというようなものがありましたら、そういうことはお知らせしていきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。大変ありがとうございました。子供たちはこれから分からない、どうなるか分からない世界に飛び出していかなければなりません。しっかりとその足元を固めるような状況の教育をお願いして、私の質問終わります。どうもありがとうございました。以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

### 意見書案第10号から意見書案第11号

○議長（本田加津子君） 日程第4 意見書案第10号から日程第5 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第10号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）。

意見書案第11号脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

下水サーベイランス事業の実施を  
求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染が見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

一、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣官房長官、厚生労働大臣、国土交通大臣、感染症危機管理担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

脱炭素と自然再興に貢献するサー  
キュラー・エコノミー（循環型経  
済）の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

そこで政府に対して、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現を目指し、以下の事項について特段の取組みを要望する。

#### 記

一、建築物等の長寿命化を促す制度等の創設！

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

一、地域や施設における資源循環の導入促進！

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクル

ルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

一、より多くの古紙が回収・利用される環境の整備！

紙の資源循環を一層推進するため、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙や、これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、出来るだけ多く古紙が回収・利用される環境を整備すること。

一、衣類の資源循環システムの構築！

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、グリーン購入法を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること。

一、建設廃棄物のリサイクルの高度化！

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月14日

北海道歌志内市議会

提 出 先

環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

---

○議長（本田加津子君） 意見書案第10号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第12号

○議長（本田加津子君） 日程第6 意見書案第12号学校給食の無償化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第12号学校給食の無償化を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

学校給食の無償化を求める意見書

（案）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では、2021年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施されていることも、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

そもそも憲法が定める「義務教育の無償」とは授業料だけではなく、1951年の政府の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学び成長する権利を保障することは、社会全体の責任です。とりわけ、昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は早急に対応すべきものです。

本道では、2022年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくありません。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官

---

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第13号

○議長（本田加津子君） 日程第7 意見書案第13号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ー登壇ー

意見書案第13号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

軽油引取税の課税免除特例措置の  
継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定となっておりましたが、索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申出について

○議長（本田加津子君） 日程第8 閉会中の継続審査の申出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） これで、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和5年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時07分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            本     田     加 津 子

署名議員            山     崎     瑞     紀

署名議員            下     山     則     義